



相談と支援

ひとり親家庭への支援

手当・助成・貸付金

児童扶養手当

- 対象者：離婚又は死別等により父親又は母親と生計を同じくしていない子どもを養育しているひとり親家庭等
- 金額：児童1人の場合 月額10,740円～45,500円(所得により支給制限あり)
※児童2人以上の場合、加算措置あり。奇数月に支給(年6回支給)

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49)、県家庭支援課 0857-26-7869

医療費助成(ひとり親家庭)

ひとり親家庭の18歳未満の子どもを養育している方やその子どもが医療機関に通院、または入院した場合の医療費を助成します。(所得税非課税世帯)
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払い頂く必要があります。

自己負担額 ▶ 通院:530円/日 入院:1,200円/日 ※通院の場合、負担上限 一医療機関当たり月4日分まで(負担上限額 月2,120円)
※入院の場合、低所得者世帯については負担上限 月15日分まで(負担上限額 月18,000円)

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49)

母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭や寡婦の生活の安定のため、子どもの進学に利用できる修学資金などを無利子や低利子で貸付けています。

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49) 県家庭支援課(0857-26-7869)
県民福祉局(中部0858-23-3126、西部0859-31-9308)

生活支援・相談・情報提供

ひとり親家庭相談支援センター

悩みを抱えるひとり親家庭の相談窓口を県内3か所の県立ハローワーク内に設置しました。気軽に相談にお越しください。

お問い合わせ ▶ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 080-7508-4231

ひとり親家庭の相談(母子・父子自立支援員)

ひとり親家庭や寡婦の生活や、養育費、就労等さまざまな相談を受け、問題解決のお手伝いをします。

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49)、県民福祉局(中部0858-23-3126、西部0859-31-9308)

鳥取県ひとり親家庭等支援サイト

ひとり親家庭への支援施策をまとめた支援サイトを開設しています。(スマートフォン専用サイトもあります)
また、制度の最新情報やイベント情報を配信するメールマガジンもありますので、ぜひご登録ください。
○鳥取県ひとり親家庭等支援サイト<https://www.tori-hitorioya.com>

お問い合わせ ▶ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344



母子生活支援施設

生活が不安定である等の母子家庭が入所できる施設です。指導員が自立の促進のためにその生活の支援や相談を行っています。

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49)、県民福祉局(中部0858-23-3126、西部0859-31-9308)

日常生活支援事業

一時的な病気や母・父の技能習得のための通学、冠婚葬祭などで家事や子どもの保育が困難になった場合、家庭生活支援員を派遣します。利用にあたっては市町村で事前登録が必要です。

○対象者：母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦

お問い合わせ ▶ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344、各市町村(P31～49)

ひとり親家庭等就業支援講習会(パソコン講習)

就労のために必要なパソコン(ワード、エクセル)の知識や技能を習得するための講習会を実施します。

○対象者：母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦

お問い合わせ ▶ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344

ひとり親家庭自立支援給付金

●自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合の受講料の一部を助成します。

○給付額：受講料の6割に相当する金額

●高等職業訓練促進給付金等

看護師、介護福祉士及び保育士等の資格を取得するため1年以上(R3～R4は6か月以上も可)養成機関で修業する場合、修業期間中の経済的負担軽減のための給付金を支給します。

○給付額：100,000円/月(市町村民税非課税世帯) 70,500円/月(市町村民税課税世帯)

※最終学年は月40,000円の上乗せあり。

○対象者：母子家庭の母・父子家庭の父

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49) 県民福祉局(中部0858-23-3126、西部0859-31-9308)